四 \equiv

結びに代えて

一九七八年三月一三日西独連邦裁判所判例とその意義 九七七年一二月一九日西独連邦裁判所判例とその意義 これまでの研究経過

はじめに---

はじめに

多数者 (多数所有者) 支配 (=法律上の支配) に問われる「一定の 具体的理由」とは ― 西独判例研究を契機として ―

経営管理の抑制措置の研究(その五)

別

府

郎

これまでの研究活動を旅にたとえれば、確固たる「一里塚」らしきものが建てられず、霧の中をさまよい歩く情況が続

てい

. る。

れば、多数者(多数所有者)支配になんらの制限も加えられる必要はないかをめぐる検討の一つとなると思う。 をさまよい歩きながらの試論にすぎず、くたびれたやつがみつけた一里塚になりかねない。より極端な形で問題を整理す 局所的には里程標らしきテーマを建て、興味本位に論考を重ねていることになるが、このたびのテーマも旅路 一般に多

諭

nde)の意訳であるが、それは多数者の支配行動の「必要性」と「比例均衡性」とにより形成される必要・十分条件の表 和五五年一〇月三一日の東北大学商法研究会(於・東北大学法学部)における西独会社法の判例研究(新株引受権を排除 か変化が生ずるものかを考えてみたいためのものである。なおこの「一定の具体的理由」とはドイツ語(sachliche Grü して「一定の具体的理由」を付加することにより、現代的会社法論における少数者保護=勢力濫用規制の判断基準になに である。報告のテーマは仮りの里程標であり、多数者(多数所有者)支配(=法律上の支配)の行動に、不文法の要件と した増資決議をめぐる判例動向)を手掛りに、これを契機としてこれまでの研究過程を補足し、発展させようとしたも に見出される「一定の具体的理由ある多数者支配」という構想論の展開に、報告の意義を求めたにすぎない。テーマ ただ最近の西独における判例・学説の動向を辿ってみると、そこには多数者支配行動の再検討の契機があり、その動(3) は昭

- (1)株式会社の支配形態である「多数者(多数所有者)支配」とか、「少数者(少数所有者)支配」、あるいは「経営者支配」等の概 ある。その他の多数の重要文献はすべて割愛したことをおことわりしたい。 念使用には十分留意すべきであるが、拙稿のテーマの選択は北沢正啓著現代法学全集18『会社法』二三五頁以下に依拠したもので
- なお資本多数決との関係で「株主平等原則」の再検討を通して、私法団体上の「株主平等原則」の法的根拠論を展開する研究が発 利光三津夫・森征一・曽根泰教著『満場一致と多数決・ものの決め方の歴史(日経新書)』一七九頁以下参考になる。

表され、多くの示唆を受けた論考として、 「株主平等の原則の基礎理論」(⑴⑵⑶・完)旭川大学 紀要七号、八号、九号がある。そこには 拙稿にも「通底」する思考方法が 出口正義「株主の議決権制限の法理」上智法学論集一九巻一号七五頁以下、 出口正義

(3)Dr. Marcus Lutter/Dr. Peter Hommelhoff/ 木内宣彦「西ドイツにおける 企業法、会社法の動向」ジュリスト七一九号一 一〇頁以下(以下木内・ジュリスト七一九号と略す)参照。特に以下の文献に帰するところが大きい。

beschränkung durch Satzungsänderung ohne Zustimmung der betroffenen Aktionäre), in NJW, Heft 11/1978. Salz-Fall (BGH vom 13.3, 1978), in Die Aktiengesellschaft 7/1978, S.196 ff. AktG 1965 § 134 I 2 (Stimmrechts-Bezugsrechtsausschlusses bei einer Kapitalerhöhung gegen Sacheinlagen: § § 183, 186, 243, 255 AktG: Kali-und den Olscheichs oder Verselbständigung des Managements?, ZRP 9/1975, S.204 ff. Zu den Voraussetzungen eines im Unternehmens - und Gesellschaftsrecht, ZGR 2/1980, S.147 ff. Günter H. Roth, Höchststimmrecht: Furcht vor Selbständigkeit—in Festschrift für Robert Fischer (1979), S. 437 ff. Herbert Wiedemann, Rechtsethische Maßstäbe Klaus-Peter Martens, Der Ausschluß des Bezugsrechts: BGHZ 33, S.175—Zum Interesse an wirtschaftlicher Marcus Lutter, Materielle und förmliche Erfordernisse eines Bezugsrechtsausschlusses, ZGR 3/1979, S.401 ff.

- (4)本文に「一定の具体的理由ある多数者支配」と述べているが、このような概念用法は、以下のようなドイツ語の文意から捉えた 造語であり、それが十分に熟している概念でないことをおことわりしておきたい。下線部分は筆者による注意、
- sei, wenn er durch sachliche Gründe im Interesse der Gesellschaft gerechtfertigt sei (Kali+Salz Fall: BGHZ So hat der BGH formuliert, daß der Ausschluß des Bezugsrechts bei einer Kapitalerhöhung nur
- (b) Macht darf nicht unsachlich ausgeübt werden auch Kapitalmacht nicht (Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980)

- einer sachlichen Rechtfertigung. belegen (Klaus-Peter Martens, a.a.O.,S.446). Auch der Abschluß eines Beherrschungsvertrags bedarf mithin Es müssen Sachgründe vorliegen, die die Erforderlichkeit und die Verhältnismäßigkeit des Eingriffs
- S.411) gung unter den Gesichtspunkten der Erforderlichkeit und der Angemessenheit (Marcus Lutter, ZGR 3/1979, Im Grundsatz bedarf jeder Eingriff der Mehrheit in Position der Minderheit einer sachlichen Rechtferti
- sachlich rechtfertigen lassen muß? (Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.157) (e) Darf man das Kali-&Salz Fall dahin verallgemeinen, daß sich in Zukunft jede Mehrheitsentscheidung
- いう観点でも、 以上回、回、回、回、回の意味内容から判断すると「一定の具体的理由ある多数者支配」という構想は法律体系上の企業組織法と 確信をいだかせる概念になるのではないかと思う。

これまでの研究経過

構成員とされる株主もそれぞれのパーソナルな面を有する権利主体(人間)であることを無視してはならぬ思想などを知 り得る証左になるのではないか、という期待につながる。 由」が加えられることによりその行動の恣意性や主観性の排除に寄与する思想となり、あるいはこのことにより株式会社 の持分共同体の中における多数者と少数者の相互関係を規定する「共生」の思想を補充する思想を展開できるのではないの。 (1)さらには現代的会社法論における株主たる地位におけるパーソナルな利害状況に無関心であってはならぬこと、資本 報告のテーマをこれまでの研究過程の一端と関連づけてみると、大株主(支配株主)の支配行動に「一定の具体的理報告のテーマをこれまでの研究過程の一端と関連づけてみると、大株主(支配株主)の支配行動に「一定の具体的理

後述(II、II)の西独判例の検討を通して報告のテーマを捉えると、私見にすぎないが現代的株式会社における株主た

換言すると、

ける「少数者保護」を展開しているが、その中で「権力は一定の具体的理由なしに行使されてはならず、資本勢力の行使 必要があるのではないか、 の課題との接点で捉えられる株式会社法上の「人間の復権」の思想に値し、 「企業自体」に関連して問われるべき現代的要請とも関連づけられる思考態様を基礎づけるのではないかと、 後述(三で)のH 位には個別資本の形式的側面 ・ヴィデマンは近時「企業法と会社法の中の法倫理的規準」と題する論説において、 と思い至るのである。 (構造的側面) そのことはまさに現代資本主義社会における生活の変化と現代的会社法 だけでなく、「意識的で、 カン あるいは 企業倫理の 9 倫理的な生活的側面」 確保の が位置 問題が文字通り 資本会社法にお 自問してい

管理者の勢力抑制の法理を発見することにもなりはしないか、と注目したものである。 という資本法理イコール正義の実現にも、 報告は西独の判例・学説の動向に基づいて組みたてたものであるが、「多数は多数なり」(Mehrheit ist Mehrheit) 一定の抑制法理がありはしないか、 結局は多数所有者とその仲間達である経営

より極端な形ではあるが、もし「一定の具体的理由ある多数者支配」という認識が原則化

もまさにその通りである」旨を論じているのである。

できはしないだろうか。その思想を通して現代的会社法の認識論と価値論 (法解釈論) に寄与しようと意図している。 が考えられ、その変化は現代的会社法論における企業倫理的要請に基づく勢力抑制法理として裁判規範になることを構想 れることになれば、 法形式上の多数者(多数所有者)支配は法律上の支配イコール正義とされる法理念になんらかの変化

ことになる。 との比較較量はすでに立法的に解決済である(西独株式法一三四条一項二文)と判示するところに意義がある。 十分に比較較量した後にのみ、 に、多数者は少数者の持分たる地位を恣意的に侵害してはならず、「会社利益」・「自分達の利益」と「少数者の利益」とを 後述の判例 $\widehat{\Xi}$ 多数者は法律上の支配者として少数者の利益を侵害してよいという思想をはっきりさせる ではこのことは上限つき議決権の実施をめぐる判例では 「少数者の 利益」と「会社利益」

結局、

多数者による 少数者たる地位の 利益侵害は「必要性があり、

かつ 比例均衡している」という「一定の

具体的理

-- 5 -

(法理念化)

Z

諭 定の具体的理由」(必要・十分条件)を求める考え方が肯定され、このような思考について、近時の西独の学説 断毎に答えられるものである。後述(三)するように西独の見解では、新株引受権排除による多数者の増資行為にも 由」により、正当化されるものと構成されることになるが、それはいうまでもなく常にケース・バイ・ケースに、具体的判 K P

積極的に評価する立場にあるとも思われるのである。 ルタン、 M ・ルッターおよびH・ヴィデマンなど)は賛意をあらわしている。むしろ以上のような私見による構想を

のような企業倫理思想 の発見に努力すべき旨を主張し、株主たる地位に社会倫理的でかつ法倫理的な要素が負荷さるべき旨も展開してきた。 (義務本位思想) (3)かつ法倫理的思考を盛り込みながら、現代的会社法が解釈されるべきこと、支配勢力の特権行使に対する抑制法理 これまで「株主間の直接的法律関係の可能性」を追求する中で、現代的会社法が破綻しないためには倫理的: も検討すべきではないかと、 (義務本位思想)には市民生活の普通の程度以上の社会倫理的義務履行の観念が内在しているべき 我田引水に陥りながらも、 拙論を展開してきた。 株主たる地位に社会倫 |適応性 理

であり、これが株主の「社会的当為性」を制約するものと考えたい趣旨も述べてきた。

つぎに、株主の地位の互換可能性を前提においた株主間の利益調整論には限界があり、

むしろそれは社会正義実現

のた

6

ての少数者保護の思想でもあること。 その他の「公益」とを「平衡操作」する調整理論の必要なことも指摘してきた。この意味での利益調整理論が問 法的に認識し、平等に取り扱うことは法益不均衡の是正策として現代的会社法論に不可欠であること、これは反作用とし きことになるが、多数者支配と少数者の利益侵害との比較較量はこの点に示唆を与えるものであり、 めに硬直化していることを認識した上、社団法的構成の限界と再検討を試みるべきこと、支配勢力の利益と「会社利 「会社利益」・「少数者利益」に「比例均衡」していることが不可欠な条件となる。 第三に、持分共同体たる株主相 多数者支配の利益が われるべ 互間

こうして一会社利益」 の実現の思想は異質な利益を尊重する思想でなければならない旨を述べた。支配勢力が他 この株主 できるものとして、

多数者の資格は「会社法」

の形式的必要条件に服するだけにすぎないとされている。

制

の確立を推論する方向が、 の直接的法律関係(信頼関係)を再検討して、そこから直接的に社会的当為性として支配株主の義務を、 を公正に取扱う義務思想も言及してきたが、ア 比較法上の検討課題となっていることを述べている。そして大株主の行動規範は少数者 メリカ法やスイス法の研究からは会社経営者と株主との間ならびに そして企業倫 の利 主間

側 確保を中心とする勢力濫用規制の一環であるとする立脚点を確保することを試みてきている。 「面はほとんど考慮されずに、無視されてきている。 (4)西独株式法と同様に、 わが国会社法でも、株式会社法が発展する中で株主たる地位 もっともドイツの古典的判例には「多数決という方法で同時に少数(g) (権利行使) に内在する義 会社全体

無視されてきたのである。 と観念されてきている。 ら強制されることはないように展開され、 解釈・構成されてきているにすぎない。 であるという思想) 位置づけられてきた。 ることは明らかである」とする旨の規範がある。他方、これまで株主たる地位は形式的側面 0 者のためにも決議し、多数決でもって間接的に会社に結びつけられる財産権を処分する権限を有することから、 利益の枠内で、 少数者の正当な利益をも較量し、 が法的に問われることはなかった。 その株主の意識的で倫理的な生活的側面における機能や現代社会における具体的資格 多数者はこのいわば自分の意向次第になる恣意的特権行使により会社の基本構造 ただ公序良俗違反的な加害行為や少数者を犠牲にした特別利益の追求は一般には禁止されると 株主たる権利行使は一般的私法行為とほとんど区別されず、 株主行動は個人的恣意の自由の意味で、私的自治の原則に結びつけられるも かつ少数者の権利を不当に縮少しないようにすべき多数者の義務があ この意味で株主なる地位に内在する義務の側 (構造的側面) 特別に「会社法」 面 (倫理的 (社団) でのみ法 (株主は市民 側 画 は

置づけることを狙うと、 きであるという認識論になり、 このように、多数者の私的自治的な特権行使の自由に対する制禦装置の一つを現代的会社法における勢力濫用 具体的ケースにおいて多数者の支配行動は「一定の具体的理由」に拘束される多数者支配である その法理念的構想には 現代的会社法論の 進歩を意義づける 方向性があるように 思われ に位

論

念的要請は多数者支配はイコール法律上の支配 した現代企業の経営管理面でも一段と重要になるのではないか、と思う。しかるに、以上のような株主の生活的側面(エ゚ 法的に規範化することにより、法的価値が認められるのではないか、と同時に、そのような法理念が資本と労働 識的・法倫理的に関係づけることが、投資家保護を含めた会社利益保護(=異質な利益保護)となり、それを現代的会社 ると同時に、 り」という正義も、さらに一段と現代的意義をもつことになり、そのことが現代的会社法の抑制法理を担保することにな この意味で株主間の 基本関係が意識的・法倫理的に形成された 要素で埋めあわせられることにより、「多数は多数な 経営者は当該会社の企業政策にその法理念を反映させる義務が課されることになる。 (正義) であるとする法理念に、一定の制約をもたらし、そこには それ以上に株主間を意 の協働を通 一定 への 理

ろは少数者の利益侵害の救済の要件が一般の損害賠償の義務から構成されることは困難であることから、 救済の「必要性と比例均衡性」とを証明する「一定の具体的理由」が解決済であることを示すものと考えられる。 の重大な侵害となることから、 た勢力規制法理の思想に裏打ちされていると解される。多数決によって合法化される支配契約の締結でも少数者の利益へ (西独株式法三○四条・三○五条)、立法的に解決しているものと 評価されるのである。 このような利益の比較較量の点でわが国会社法に比べると、 立法者は 両者の利益を 比較較量して、 西独株式法はすぐれていて**、** 少数者に代償請求権および 補償請求権を保証して この立法的解決の 意味するとこ 少数者の利益確保を中心とし その利益侵害の

測定しなければならないかの問題になる。(空)

が少数者の利益へどの程度反作用しているか、

対向する多数者の利益と比べると、当然少数者の利益はどれぐらいあると

段階づけが必要である。

一般には多数決

8

この規

準は個々の支配行動の内容に即応して、各利益への作用はそれぞれ異なるから、

支配行動を規制する一般的規準として機能させるべきであり、勢力濫用規制の法理になるものと解されるだろう。

の具体的理由ある多数者支配論」をつなぐ必要がある。このことが肯定されるならば、その理念論の実質は支配勢力者の

ここには「一定の具体的理由ある多数者支配」という構想が法理念化されることにより、裁判所の司法判断によるコン

現代法秩序を確定すること(断固たる処置をとること)に発展する方向性はのがれられないようにも思われる。こうした 傾向が回避されるべきならば、現代企業法の体系上必要な私的自治原則から演繹される多数者支配の限界が明確にされて らないことが多くなり、裁判官がその企業政策論争に追い込まれる危険性が増大することである。この点につき現代的会の に結びつけられることが強ければ強いほど、それだけ一層裁判所が当該会社の企業政策上の規制対象と対決しなければな たる地位に、意識的でかつ倫理的な生活的側面を求める根拠もあるのではなかろらかと思ら。 おく必要があり、ますます現代企業政策の対象が判決によりコントロールされる傾向が不可避の中で、 社法論として考えた場合、裁判官が当該企業政策の決定の自治(企業組織の自治)へ関与して、外部から現代社会の中の ŀ H 1 に服するための一般的規準化の意味も生ずる。 留意しなければならないことは、多数者と少数者との関係 株主として多数者

(1) これまでの研究方向では、 社=従属会社の局外株主の権利の実質的崩壊がもたらされる場合を典型として、資本所有者間に現われる著しい法益不均衡の妥当 て)鹿児島大学「法学論集」一四巻二号二三頁、拙稿「大株主(または支配株主)の行動規範(積極的義務)をめぐる一考察(ス 法律関係の可能性」 私法四一号七〇頁以下、 拙稿「大株主(または支配株主)の 抑制法(積極的義務) 鹿児島大学「法学論集」一一巻一号四七頁以下、拙稿「弱小株主の 積極参加とその意義(続)」鹿児島大学 法学論集一二巻一号三 イス会社法上の誠実義務に関連して)」 鹿児島大学「法学論集」一五巻二号三一頁以下など 参照していただければ幸いである。 七頁以下、拙稿「大株主の積極的義務についての一試論」鹿児島大学「法学論集」一三巻一号二七頁以下、 、株主間の直接的法律関係における利益調整法理(積極的義務)の発見」にすえて、大株主の抑制法理を探求することに挑戦して すなわち「大規模株式会社の内外にわたる資本所有間の階層分化の進展に伴って、支配株主=支配企業の力の行使により、当該会 以上の拙稿に対し、東京経済大学の福岡博之教授より、以下のような大きな示唆が与えられたことを感謝申し上げる次第である。 拙稿 「西ドイツの株主機能について」鹿児島大学法学論集一○巻二号八一頁以上、 外国法制の研究から 株式会社法の体系・構造の理念論を 展開しようとして、 拙稿「弱小株主の積極参加とその意義」 の展開 現代的会社法の 拙稿「株主間の直接的 (英米法に関連し

解決が商法上重要な課題となっているのに、この法律の一律的適用を前提とするのは、 定的な法益不均衡を隠蔽する機能を営んできたことの反面にほかならない。支配株主、 関係の成立が否認される結果、解決困難であるが、このことはまさしく伝統的社団法律の枠組みが支配株主と群小株主との間の決 ―その法的構造と問題点」総合特集シリーズ14『現代の企業』五七頁による指摘)。 むしろ社団法的構成の妥当な限界を検討することが利益調整の 機能的観点からも重要である」(福岡博之「日本の大企業とは何か な解決」の「問題は、 株式会社の社団法的構成という伝統的法律的構成論の枠組みに即して考える限り、株主相互間に直接的法律 きわめて硬直した概念法学的態度であり、 群小株主間の決定的な法益不均衡の妥当な

的発想による現代法の対応を批判している。 二六号一〇五頁以下)は経営者と株主の会社組織に焦点を絞りながら、株主と会社経営者の利害対立を前提においた株主民主主義 ど参考に今後も研究を継続するつもりでいる。 下)、W.Cary, Federalism and Corporte Law (83 Yale L.J. 663(1974)) の文献(浜田道代「アメリカ法」九四頁以下)な なおデニス・S・カルジャラ「誇張される経営者と株主との利害対立─米国における連邦規制の動きへの疑問─」 の展開ではないが、Diamand v. Oreamuno 24. N.Y.S 2d 494 (1959) の文献(神崎克郎「アメリカ法一九七七年一二二頁以 保護論、会社債権者保護論の展開の中に位置づけられるべき旨が方向づけられたとのことである。今回の報告のテーマはこの方向 取引の規制論」が展開され、支配株主売買の規制、あるいは主要大株主の事実上の支配力・影響力規制はアメリカ法上では少数者 者(角田敏男氏)から前掲の拙稿文献について貴重な読者感想が寄せられた。デニス・S・カルジャラ准教授の講義では「内部者 他方に北海道大学法学部『比較法(米国企業とその法的環境)講義』におけるデニス・S・カルジャラ准教授の講義を受けた一読 (ジュリスト七

(2) 拙稿·前揭法学論集一五卷二号三三頁以下。

(3) たとえば奥島孝康 するものがあると確信する。 「社会構造の変化と会社法の課題」法学セミナー三○二号一九頁以下にある人間の復権の思想は拙稿にも通底

(4)たとえば松田二郎「群小株式会社の追放―企薬倫理確立のために―」(月刊法学教室一九八〇年一〇月号(創刊号)一〇六頁)、

る 松田二郎「株式会社法改正についての一提言」(総合特集シリーズは『現代の企業』一二三頁以下)によれば企業倫理の確立の重 的社団法理の限界を打破することができる利益調整論(平衡操作論)に努力することが企業倫理の確立の一環であるように思われ 点は取締役の 責任加重論に求めるべきよりも、 群小会社を排除した大企業そのものに求むべき旨の指摘がある。 にとっては大規模株式会社における資本所有者間の法益不均衡の是正論として発展させるべきではないかという指摘になる。伝統 この示唆は

- (15) Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S. 156: "Macht darf nicht unsachlich ausgeübt werden-auch Kapitalmacht
- (7)木内・ジュリスト七一九号一一二頁、 Marcus Lutter, ZGR 3/1979, S.411, Hebert Wiedemann, ZGR 2/1980,

(6) Dietrich Schäfer, Wann ist der Grossaktionär Unternehmer?, in NJW 1967, Heft 38, S.1741 ff

(8)拙稿・前掲法学論集一五卷二号四〇頁以下

Klaus-Peter Martens, a.a.O.,S.442 ff

- einer strukturellen Unternehmenskontrolle illustriert am Verhältnis von Gesellschafts-und Wettbewerbsrecht-(1978) **S.**96 ff Vgl. Rudolf Tschäni, Funktionswandel des Gesellschaftsrechts-Die europäisch-gemeinschaftlichen Versuche
- (๑) Klaus-Peter Martens, a.a.O.,S.444: RGZ 132, S.163
- (10) H・ヴィデマンやR・フィッシャーに依拠すると、現代的会社法の「法倫理的基準」としてつぎのように考察すべきであるとす つまり会社内部構造の多数者と少数者の利益の比較較量の問題であるばかりでなく、その資本構成の自由は保護すべき「公衆」の る指摘があり、大きな示唆を受ける。すなわち資本所有者間の構成の自由は各社員と会社自体の間の利害衝突の比較較量の問題、

Wiedemann, a.a.O.,S.150, Robert Fischer, Neue Wege im Recht der Personengesellschaften?, ZGR 2/1979, S.262 特に誠実な取引者の 利益をも 危険に陥れる 重大なことである、 ということを配慮しなければならないという。

S.157

論

12 Klaus-Peter Martens, a.a.O.,S.445

(11) Vgl. Klaus-Peter Martens, a.a.O.,S.445

(3) Klaus-Peter Martens, a.a.O., S.446

七七年一二月一九日西独連邦裁判所判例) 利害関係株主の同意なしに行われた定款変更による「上限つき議決権」制度の導入をめぐる判例とその意義(一九

つまり企業の利潤率は低下しているわけであり、西独ではパイの分配をめぐる労使の対立は一層きびしさを増す経済環境 セントから、一九六九年六六・一パーセント、一九七九年七〇・九パーセントと上昇している。それだけ資本の取り分、 ン法 ランを承認しているのである。それによりマンネスマン会社は親会社の鉄の売り上げ比率は大幅に低下して、「鉄鋼会社」 管部門と合併させる合理化案を提案し、同社の監査役会はわずか一票差で、経営陣の提案した子会社合併を含む合理化プ とは何か」マンネスマン事件)にもある通り、マンネスマン会社の経営者は親会社から製鉄部門を切り離し、子会社の綱 入」によって株主の議決権を制限してきている。一方、たとえば新聞報道(日本経済新聞昭和五六年一月九日特集「政府(②) B A S F からただの持株会社になり、その結果、経営の最高意思決定機関(監査役会)における労使対等を定めたいわゆるモンタ (1) (鉄鋼業、石炭業にのみ適用)から逃れることができる。ちなみに、西独の労働分配率は一九六五年の六五・六パー 西独の最近における株式法上の実例にはひそかに注目すべき現象が生じている。マンネスマン、ドイチェバンク、 バイヤなど著名巨大公開会社は 相次いで資本の 三パーセントないし 五パーセントの「上限つき 議決権制の

の恐怖」から国内資本を庇護する方策をとっていることを 伺い知るのである。以下に 展開する 判決は 「マンネスマン判 以上のような社会・経済情勢の中で、 西独の巨大企業の経営者が時の利をいかして、少くともアラブの「石油資本攻勢 にあるという(以上、前掲日本経済新聞による)。

式に算入する』と。

原告は額面額二万八千マルクの株式をもって右総会に出席して、

本件決議に反対し異議を議事録に述べた。

原告は本件

を追加するようになって、 款変更の方法で決められるかにある。後述の通り、 決」といわれるものであるが、一九七三年の石油ショ 現実の意味をもつことになった例でもある。問題はそのような議決権制限を追加することが定 西独連邦裁判所はその 点を許容する 見解を採り 注目されたのである ッ ク後、 会社の定款に「上限つき議決権」 (Höchststimmrechte)

が、

テー

マの報告との関連ではその見解がつぎのように構成される点に意義がある。

関係株主の「利益」と「会社利益」との間の比較較量はすでに行われているから、「上限つき 議決権」 この立法措置を前提にして、 にあたっては定款変更に必要な多数決に「一定の具体的理由」による正当化は必要でないと解するのである。 に対処する予防処置として、 西独株式法では大株主が会社に対し支配的影響力をもつことを防止するため、 後述の本件判例の理解の仕方では、 株式法により株主の議決権制限を認める一連の措置を規定している 既に西独株式法一三四条一項二文では立法者に 特に突然の支配 (西独株式法一三四 を定款に 記勢力 力 より 追 心加する の 出現

その点がテーマに関連して検討に値する点である。

その企業とコン 追加することが承認された。『②会社の資本金の五パーセントをこす額面額の株式を 所有する株主がいる 場合、 社 株式に算入する。 議決権は資本金の五パーセントの額面額の株式にあたる投票数に限る。自己の負担で他人に属する株式もその者に属する 六万六三株・反対五拾万二千六百八六株・保留二六万八千七百九二株により、被告会社の定款一六条につぎの新項目②を の臨時総会は五百一三万四千五百四一株の株主が出席して開かれたが、 (2)一九七七年一二月一九日判例の事実の概要はつぎの通りである。すなわち、 ツェ 企業が株主である場合、 ル ン関係にある企業、 その企業に従属している企業、 あるいはそのような企業の負担で第三者に属する株式も、 またはその企業に支配されている企業、 審議すべき日程の第三点について、賛成四百三 原告は被告会社の株主である。 当然企業に属する株 その者の

--- 13 ---

上告を棄却した。

決議の無効を争ったが、

下級審はいずれも原告の訴を棄却した。

論 連邦裁判所は「上限つき議決権は定款変更による資本多数決により、 かつ利害関係株主の同意なし導入できる」として

立法的解決済である」と判断したかを述べておく意義はあるのではないかと思う。 なかったのであるが、以下似には本件判決の理由を要約しながら、 なしに行われた本件件決議は法律違反であり、無効ではないか、と主張して争ったのである。この主張を裁判所は認容し (3)而して原告の申し立てによると、会社の資本金五パーセント以上の株主が現実に存在している場合、 判例は「いかなる内容が既に立法者により是認されて その者の 同意

奪うことになっても、それは法的な不利益ではなく、不確かな経済上偶然な可能性を奪うにすぎないこと。 限は株式相場において株主に損失をもたらすが、株式相場の下落はすべての株主に平等にそれぞれの持分に比例して生ず 不平等に不利を与え、 解釈は西独株式法の各条文の法体系上からも支持され、このように優越した「会社利益」の追求のために必要な資本多数 ればならない場合がある。 を満していると認められる場合には資本多数者の恣意性はないと解され、株主には社員たる地位の利益侵害を認容しなけ 十分な多額の資本が当然企業の「全体利益」のために必要と判断し、それにより追求される目標が法的に必要・十分条件 定当時すでに上限率を越えて株式を有する大株主がいても、その者から当該株式を高い相場価格により売却する可能性を るもので、それは法律上の利益侵害とはいえず、法律外の経済的偶然にかかわることであること。엕上限つき議決権の設 き本件判決によれば (一九三七年株式法一一四条一項、それ以前の商法二五二条一項)から明らかであること。(印確かにこのような議決権制) (4) 本件の問題を報告のテーマに即してみると、 利害関係株主がその制限に同意しない場合にも、許されるかどうかということになる。この点につ **(**) / () 定款変更に必要な多数をもって株主総会が「上限つき議決権」を決定できることは株式法の沿革 闭このことは議決権を上限額で会社設立後に制限する場合にもありうることであり、こうした 一般的問題としては定款変更による議決権制限は、 それがある株主に 三必要にして

生じた場合でも、

損害賠償の請求権は

な(8)

これらは株主全員の同意が必要なのではなく、たとえそれが議決権制限より強力に「株主の経営管理権」を侵害すること 財産譲渡 つような場合、 〇三条二項、 れており、 性は会社の設立のときばかりでなく、 公開会社の指導原理を保護する必要性などがあり、このための手段が議決権制限でもあると解してよい。この手段の必要 こで考えられる「優越した会社利益」としては当該会社の過度の外国資本勢力の攻勢からの庇護、 立法化されているかぎりで不要であると考えられる。 決があれば当該株主の同意なしにも議決権制限は可能であるばかりでなく、「一定の 具体的理由 決権率の変更または社員たる地位の喪失をもたらす例は編入(西独株式法三二〇条)、 る必要がある。 なったとしても、 組織変更により排除される少数株主と異なり、 議決権を侵害される株主には、 (西独株式法三五九条以下)、あるいは必要多数決による組織変更 たとえば新株引受権の排除による資本増加は旧株主の議決権率を変更できるし なおこの点については後述(三)の判例研究を参照されたし)、 他 小現行株式法上も、 の株 特別多数があればよい。 主の議決権力は比例的に減少してしまう例 当該株主が支配株式の期待を失うことにより、 ある株主が議決権のような社員たる地位の利益を侵害されることがあることは認めら 設立後でも生じ、 (所たとえば西独株式法三二○条に基づく編入あるいは組織変更法九条に基づ 西独株式法一三四条一項二文に基づく「上限つき議決権」設定に伴っ 株主はそのような議決権制限を甘受しなければならないこと。 また一人または複数の大株主が突然出現する場合にも手段を講ず (西独株式法一四一条四項) (組織変更法九条以下)といった例にもある。 無議決権株が優先権を失うと、 株式相場の経済的不利益を蒙ることが 合併(西独株式法三三九条以下)、 (西独株式法一八六条三項・二 がある。 ある 経営者の独立性強化、 利益の比較較量 その他同 議決権をも (Y) こ は

批判論を展開 旨を再確認したのであるが、 以上のように捉えて、 している。 G 西独大企業による「上限つき議決権導入」の近時の傾向に対し、G・ H 西独連邦裁判 • ¤] トの要約によると、近時の議決権制限の傾向に対し、以下の三重の批判を行う必要が 所は本件判決におい .て「上限つき議決権」 を定款変更の方法により許 Н p 1

諭 き議決権は積極的に相場に影響することはなく、十中八九はマイナスに作用すること。 性および企業経営者の有効な制禦論も明確にしなければならない。 会社における現実の勢力関係を明確にすることを助けることになり、それだけ一層企業経営者の受託者としての法的拘束 とにはなっても、 あるという。 ①ごまかしのレッテルに終わってしまうこと。上限つき議決権は企業経営者の権力者たる地位を強化するこ 弱小株主の地位を強化するものではないこと。 ②抑制なしに権力はないこと。 ③証券取引相場の発展の結果には無益なこと。 上限つき議決権は大公開 上限 つ

維持していくか、いずれをとるかは株主の自由であること。(印) んら れ、大株主は「こわい化け物」と化してしまうが、これは法律が予想している有効な所有権者支配という理想の状況とな 構想される制度は実際には達成できない。他方、株主の 所有権者たる 地位は 大株主の突然の 決定において期待されている役割に矛盾しており、現行の会社法体制における全員の恒常的積極参加という民主主義的に よると、大公開会社制度では弱小株主の「所有権者支配」の行使が重要なのではなく、現実に弱小株主の行動は会社の意思 るといった」ような、上限つき議決権導入の口実はごまかしのまやかしであると、G・H かわらないことである。 西独の大会社の「株主通信」にあるような「所有権者としての弱小株主の地位を強化することが重要であ 弱小株主にとっては大株主の出現はこわいことかもしれないが、自分の持分を清算するか、 ٠ ロートは批判する。 出現によって「活性化」さ 彼の見解に

16

典外における企業組織の継続的発展を問題にすることであり、これは「所有権者支配による企業体制」という伝統的な観 に銀行も企業内の体制側権力に属することになり、 古典的装置の一つではあるが、 している点に特徴がある。 たな第三勢力の成立を阻止する意義はあるという。すなわち「上限つき議決権導入」は新しい勢力の成立の阻止のため 上限つき議決権導入の意義は企業経営者の事実上の優越的な支配ないし独占支配を法的に確定づけ、 G・H・ロートによると、以上のように定款により議決権を制限することは事物の本質上会社法 近時の議決権制限導入の現象は「VW事件」とも異なり、 当該企業の 体制側権力を 保持するために、「上限つき議決権」を実施 議決権代理の制限もなく、 企業に新 まさ

であることをG・H・ロートは本件判決の傾向を批判する中で展開している。(ユ) えれば、 経営者は株主の受託者たることを法理論的に義務づけ、特に、経営者を制禦する理論が要請されるのであり、一般的に考 念 への挑戦の第一歩となる。 企業経営者の会社法外からの抑制理論は現代公開会社に固有の「企業組織法」の問題であると、認識されるべき しかるに上限つき議決権の実施による経営者支配の法制度化を阻止するためには、少くとも

- (1)木内宣彦・ジュリスト七一九号一一二頁、AktG 1965§134 Abs. 12 (Stimmrechtsbeschränkung durch Satzungsänder-
- (≈) "Aktionärsbrief Ölscheichs oder Verselbständigung des Management?, in ZPR Heft 9/1975, S.204 ff. ung ohne Zustimmung der betroffenen Aktionäre). BGH vom 19.12.1977, in NJW 1978, Heft 11, S.540 ff des BASF-Vorstands vom 9.5. 1975". Günter H. Roth, Höchststimmrecht: Furcht vor den
- (∞) Günter H. Roth, a.a.O.,S.204
- (4) Wolfgang Zöllner, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, S.1379 ff
- (5) BGH vom 19.12.1977, in NJW 1978, Heft 11, S.540 Urt. vom LG und OLG, ī'n. Die Aktiengesellschaft 1976,
- (©) Vgl. Wolfgang Zöllner, a.a.O.,S.1382 BGH vom 19.12.1977, in NJW 1978, Heft 11, S.541
- (r) BGH vom 19.12.1977, in NJW 1978, Heft 11, S.541
- (∞) BGH vom 19.12.1977, in NJW 1978, Heft 11, S.542
- (\circ) Günter H. Roth. ZPR Heft 9/1975, S.206 Günter H. Roth, Das Treuhandmodell des Investmentrechts (1972), 5/1973, **S**.412 S.175 ff. Dieter Reuter, Rezensionsabhandlungen: Das Treuhandmodell des Investmentrechts,

Betrachtung, in Festschrift Paulick, SS.81-100 (1973). Vgl. Günter H. Roth, Die Herrschaft der Aktionäre in der Publikums-AG als Gegenstand rechtssoziologischer

- 51 N.C.Law Rew. 1369-83 (1973) Vgl. Günter H. Roth, Supervision of Corporate Management: The outside director and the German experience,
- (2) Günter H. Roth, ZPR Heft 9/1975, S.205
- (⑴)フォルクス・ワーゲン(VW)会社を普通の私的会社に戻すため「上限つき議決権制度」が実施され、その限度は○・○一パー それぞれ二○パーセント 所有の二大株主の 保護が 目的とされた。 この二大株主は 上限つき 議決権からはずされた (Günter Ⅱ セントにおかれた上、その他銀行預託議権も制限された。VWでは経営者を庇護することが主張されたのではなく、VWの資本の
- (△) Günter H. Roth, ZPR Heft 9/1975, S.206

Roth, ZPR Heft 9/1975, S.205

Ξ 新株引受権を排除した増資決議をめぐる判例とその意義(一九七八年三月一三日西独連邦裁判所判例)

最近の学説によれば、 の新株引受権の排除は株主総会における多数者の自由裁量にまかされてきた。もっともこの裁量行為は公序良俗違反の禁 する。定款はこれより以上の資本多数およびその他の条件を定めることができる。しかるにこれまでのところ、増資の際 項参照)、新株引受権は増資決議に際してその全部または一部を 排除することができるが、この場合にはその 決議は法律 または定款において資本増加のための要件以外に、議決に際し代表される資本の少なくとも四分の三以上の多数を必要と 争われてきた。この点の規制につき現行株式法一八六条三項によれば(旧商法二八二条一項、一九三七年株式法一五三条三 (1)株主平等原則等によって制約されてはいるが、それに抵触しないかぎり、多数者支配にまかされていた。これに対し 西独株式法においては、資本増加の際の株主の新株引受権の排除はいかなる条件がそろえば認められるかについて その者の新株引受権の排除に正当性がある場合にのみ認められるという見解であった。本件の連邦裁判決は右の 新株引受権の排除が 認められるのは、「会社利益」がそれを必要とし、株主の引受利益を 較量した

ければならない」と。

見解に賛成している点に意義がある。

理由について書面による報告書を株主総会に提出しなければならない。 つぎの二文が、 更として、株式法五三条による株主平等取り扱いの明文化、株式法七一条の定める自己株式に関する規制の改善などがな 結びつくことになり、 規定の同等化に関する第二ヨーロッパ共同体原則の 会社法の統一 されているが、本稿との関連でも重要な改正点は、 それと同時に本件判決の原則は一九七九年七月一日施行の「株式会社の設立並びにその資本維持と変更につい 化のため 現行株式法一八六条四項に補足されたのである。すなわち「取締役は新株引受権の一部または全部の排 のヨ 西独株式法も修正されることになった点で注目すべきである。このたび西独株式法の重要な修正 ーロッパ共同体委員会第二綱領第二九条三項の実施に際して、一九七九年七月一日以後施行 西独株式法一八六条四項に変更が加えられたことである。 実施のための法律」(ヨーロッパ共同体 資本原則実施法第二 その報告書には提案された発行価額を理由づけな すなわち、 一綱領 ての保護 除

会社利益・多数者の利益と少数者の利益との比較較量と、 与える方法では実現できないところまでおよばなければならないと解される。新株引受権の排除が正当かどうかの査定は られる」と結論づけた。 なるが、本件判例は「新株引受権を排除される株主にとってその結果をしかるべく較量したにもかかわず、一定の具体的 株式相場の低下の危険をもたらし、議決権率の下降推移を生ぜしめ、利益持分・清算持分の相対的減少をもたらすことに は学説に賛成しながら、 (2)(sachliche Gründe)により、会社利益のため、新株引受権排除が正当化される 場合にのみ 新株引受権の 排除は認め ところで法定の新株引受権が排除されることは株主の地位への重大な侵害となり、 その場合、多数者支配の正当性は当該増資によってもたらされる目標が株主全部に新株引受権 具体的には必要な多数決による新株引受権の排除が「一定の具体的理由」により少数者に対し 目的と手段の均衡性の較量とを含む判断ということになる。 そのことは株主にとって自己 判

ても正当と認められるためには、当該新株引受権の排除が「必要」であり、

かつそれが「比例均衡」していなければなら

ないという規準を原則化しているのではないか、と解されるのである。

論 しておくが、以下には本件判例の概要とそれに対する学説の見解を展開しておきたい。 散などに必要な当該総会決議の正当性を判断する場合にも参考になると思料される。 他 されているが、 の株主総会決議にも応用できるかの検討が期待されるところである。この点はわが国会社法の営業譲渡、 本件判決は多数決による決議を「一定の具体的理由」あるコントロールに服せしめる突破口を開いた判例とも評価 判決の今後の示唆は「会社利益」の下で「一定の具体的理由」の有無を判断する必要性と比較較量の原則 わが国への示唆の点は本稿では留保 任意解

七月一三日の総会で取締役に認許された資本金のうち新株一千七百八八万七千五百マルクの額を、つまり株価比率四対五 三一万マル 百一一万二千五百マルク・ ていた。 ったが、 れた。MとBは Kali+Salz AG(以下旧(K+S)会社と略す) の資本総額の 半額を現物出資として払い込む必要があ は Wintershall AG(以下网と略す)と その子会社である Burbach Kaliwerke AG(以下図と略す)にだけ割り 当てら 二百一一万二千五百マルクに増加され、さらに一千七百八八万七千五百マルクは取締役に授権された。 除したものである。 資本の%以上の多数で行われた決議を取り消し、議事録に異議を申し立てたのである。右決議は、株主の新株引受権を排 社の株主である。 組織変更法一五条一項により被告会社(SAG)〈譲渡されたのである。⑻は旧(K+S)会社の株主として額面一千四百 事実の概要」 |Wは払い込み済の額面八千五百六九万マルクの旧 他方ではその他の半額は現在では消滅している旧(K+S)会社の商号を承継した被告会社(SAG)が所有 ク の持分をもって退社したことになり、法定の代償を現物出資としてSAGへ払い込み、その代りに一九七二年 原告は一九七二年七月一三日に行われたSAGの株主総会の議事日程の第四点・第五点について出 すなわち、SAGの一億二千五百万マルクの資本金は一億七百一一万二千五百マルク増えて、二億三千 原告は一九七二年七月までは Salzdetfurth Aktiengesellschaft(以下SAGと略す)と称する被告会 株価比率四対五で引き受けた。それに応じて商業登記手続により、 (K+S)会社の持分の代わりに、SAGの新株を額面 旧 (K+S) 会社の財産 新株引受について 億

た理由を具体的に報告する必要がある

(以下省略)。

すると、新(K+S)会社に七一・七%の持分をもつ大株主になった で受け取った。 の経済検査士によって調査・確認されたものである。 ところで、 Wは本件増資前にはSAGの持分を四三・四%をもっていたが、 (次頁図解参照)。 なお四対五の 増資後はその子会社(B) 評価比率は

どの審級でも認められなかったが、上告されたので、西独連邦裁判所は新株引受権排除の問題を現行株式法にい に対し、 ところで、 原告はその陳述ならびに増資の基礎をなしている株価の正当性をも疑問として争った。 被告会社(SAG)の主張によると、本件増資行為は会社の再建のため必要な行為であった旨を主張 しかるに当該取 か 消 に位置 した 訴は 0

づけるべきかを問われることになった。

合 株主の比例的持分喪失と議決権喪失とを償うに足り、 判旨 右の前提要件を欠く場合には、 給付と反対給付を適正に評価しながら―― (上告棄却) 一、会社は理性ある商人的判断に従って、当該増資で得られる利益が新株引受権を排 増資決議を取り消す株主に原則として立証責任があるが、 -現物出資による増資が認められる。 その緊急の必要性が当該目的物の取得にあり、 会社は当該決議を決定し それを期待できる場 除される

ればならな のような一 報告のテー 要件を満たす必要があるかどらか問題になった。以下にはM・ルッターの判例批評の一部を要約しながら、 (4)(b) しかし、 本件 般原理を前提にすることができるという。 7 0 に関連づけておきたい。すなわちM・ルッターによると、 問題は株主の新株引受権の排除が結びつけられる総会決議には株式法の要件以外に「一定の具体的理 原則として、 新株引受権の排除が企図された目標達成に「必要」でない場合、「会社利益」は新株引受権の 注意深い「比較較量」によれば当該会社の「最善」に役立つと思われるすべての目標が (a)新株引受権を排除した増資には特別な「会社利益」 本件判例に基づいて西独の株式法上の が存在しなけ 必要な範囲で 実務は以下 由 追求で 上ある

るものではない。

このことは、

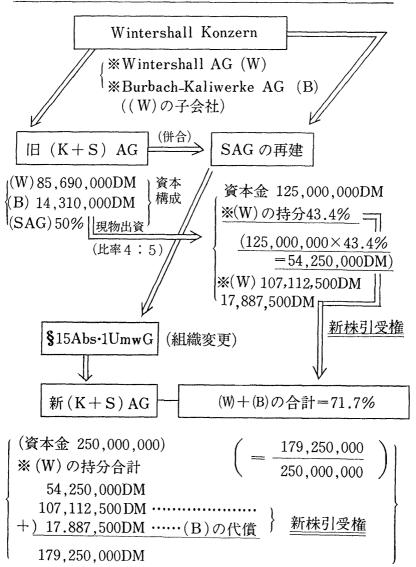
一つは新株引受権の排除は当該会社利益の追求のため「最適」な手段であること、

それ以

1978年 3 月13日判例(Kali-und Salz Fall)(K+S事件)

原告(SAGの株主) <u>注議取消</u> 1972年 7 月13日SAG株主総会

被告(Salzdetfurth AG)(=SAG)→新(K+S)AG



うか**、**

場合によっていかにしてその不利益は緩和されるかを調査することが重要である。

れる。 ある合法性の検証の重点は相反する少数者の利益と 新株引受権排除による 必要な資本増資の 会社利益との 比較較量にあ ここで以下のようにいくつかの段階に分けて検証する必要が生ずる。 は問題の旧 第二の適切な「選択」は目的と 手段との「比例均衡性」の 観点のもとで行われる。つまり、「一定の具体的理由」 ⑹以上のように、「必要性」の要素とともに、新株引受権排除の認められる場合と 認められない場合とが 生じたな 会社利益の実現のためには他に複数の方法があっても! それに代わりうる解決はないこと、を含むものである。以上の観点から捉えると、本件で撰ばれた方法 (K+S)会社の持株の取得に関連して、現金増資より経費は安く、よりベターなものであったと評価さ -新株引受権を排除した増資が「最善」であること、 (現物出

び確定しなければならない。 受権を排除した資本増加と比べいかなる代替が考えられるか、および当該会社にとりその不利益はどの程度のもの (b)つぎに、株主にとっては新株引受権を排除した増資の不利益はどの程度のものであり、 すなわち(aa) [まず究極的に狙われている目標の達成に関する「会社利益」の程度が究明される必要がある。 この不利益は軽減されるかど その際新

除した資本増加により、企図された目標を追求することが正当かどうか、比較較量しなければならない。(9) を侵害される株主利益とが相互に対照されなければならない。そしてつぎに、それ以外の方法に代えて、 第三に、一方には目標達成に関する会社利益と代替可能な解決方法の不適正、 他方には新株引受権の排除により利益

いる株式の取得が 必要」であり、 を排除した資本増加が「必要」であり、 以 (bb) ccを本件に適用すると、 かつ株主利益と会社利益とを比べて、比例均衡していたかどうか、回併合のために例により保有されて 「必要」であり、 株主利益と比べて比例均衡していたかどうか、 株主利益と比べて比例均衡していたかどうか、 ①本件被告会社(SAG)の財政建て直しに、 ○右のWの株式取得の を調査しなければならない。そ 旧 K+S 会社との 併合が

権

諭

じめから問題なく、重要なことは、「理性ある商人的判断」によれば 当該会社がその 現物出資の対象物を取得する緊急の の際には右①回心いずれの段階でも代替可能な解決を認めるべき問題はあるだろう、 連邦裁判所の見解では現物出資による増資はその現物出資を調達できる者に限定しているから、 とM・ルッターは要約している。 株主平等原則違反はは

は十分に納得しているわけではないが、右述した凶切ののように一般論を展開していることを注目したい。(⑴ 分比率および議決権比率を比例均衡的に埋め合わせることが期待できるということである。この理由づけにM・ルッター 「必要性」があること、それにより得られる利益、そして全株主にもたらされる利益は新株引受権を排除される株主の持

当該会社が比較較量に基づいて、その新株引受権の排除は一定の具体的理由に基づき正当化されると判断したかどうかに めぐってM・ルッターは以下のように要約している。 に新株引受権の一部または全部の排除をした理由を書面により報告することが義務づけられることになる。この改正点を る。既述①した改正株式法一八六条四項二文は、以上のような考察を前提に立法化したことになるが、取締役は株主総会 チェックできることを認めることは、当該企業の商人的判断を裁判所が代替できることを認めたことを意味することにな ついて裁判所がチェックできることを認めたことになる。すなわち「一定の具体的理由」ある必要・十分条件を裁判所が (5)本件をめぐり連邦裁判所の判決は新株引受権排除の「必要性」と「相当性」を裁判所がチェックできること、

る特定の主張に限定されてはならない。 総会の正当な意思形成のために提出されるべきならば、これは内容的に必要・十分条件を満たしていなければならず、あ 分取締役の右報告書の内容は新株引受権排除の「理由」であり、それは狭く理解されてはならない。この報告書が株主

を排除した増資の選択の方に価値が認められること、当該株主の利益損害を認めた上で、なおかつ会社利益と株主利益と であってはならない。報告書は新株引受権排除による増資以外を選択するより、当該会社の利益にとってはその新株引受権 印まず報告書は総会の決定に重要な事実を完全に与えなければならず、株主総会に重要な情報を不当に知らせないこと 七五条二項、三四〇条三項、三六一条二項参照)。

当該会社の利益のために必要であり、 項 ばならない一方、 を相互に比較較量する状態に、 の間はあきらかに区別しなければならない。 らかであるのではなく、 を説明しなければ (取締役が解説を拒絶できる場合) それ以上に、 データの評価および比較較量に際して、 取締役は了解済の事実そのものを注意深く評価し、 ならない。けだし、 その事実を評価してはじめて明らかになることだからである。 株主総会を置くものでなければならない。 だけが株主総会のすべての情報請求権の制約要素として考慮に入れられるにすぎな 法律上説明すべき新株引受権排除にとっての「理由」 利益侵害される株主利益に比べても新株引受権を排除した増資が相当性があること 自己の見解を形成しなければならないから、 かつ取締役の見解によればなぜ新株引受権の 報告義務の限界として、 株主総会は事実をあてにしなけれ は単に事実の 西独株式法一三一 事実とその評 報告の中 排 K あき

きるわけではない。 であるが、この目的は株主総会においてはじめて提出される報告 されたデータを沈着に受け取り、 その他以上の 株式法は書面形式の報告書を要求する。 趣旨はすでに株式法の他の規定で実現されていて、これらは右の報告書にも適用される 情報は株主総会前に与えられるべきこと。 評価し、その他のデータと比較し、 その報告書は取締役により株主総会に提出しなければなら 株主総会だけでは比較較量は十分には行いえないからであ 解決の選択を熟慮する状態でなければならない 頭によってであれ、 書面によってであれ)で達成で Ŕ (西独株式法 株 主 は わけ

係はないことを証明できたことにはならないが、一般に解説拒絶の場合でも、たとえば多数者が精通していたことから、そ の排除に関する総会決議は取り消すことができる(西独株式法二四三条一項)。通説によれば、「法律違反」と「決議内容」 不当拒絶の場合、 .改正された西独株式法一八六条四項二文による報告書が内容的に必要・十分条件に合致してい に因果関係がなければ、 株主総会がその解説拒絶は当該決議内容に影響はなかった旨を明らかにすることによってその因果閉 一般に取消は問題にならない。 なるほど西独株式法二四三条四項による取 ない 場合、 締役による解 新株引受権

論 による増資行為以外の代替的決定が資本多数者により行われたかどらか――このことはすでに株主総会の判断権限 タの評価は株主総会の問題であり、裁判所の問題でなく、株主総会に完全な情報が与えられている場合、 こうした考察を背景にした上で、裁判手続が資本多数者(勢力者)の支配力(勢力)規制に特別な意義があることがわか 式法に新しく追加された新株引受権排除の報告書が不十分な場合、右述のような理解はとり得ないと解される。それどころ れが総会決定へなんら影響を与え得るものでなかったとして、取消は当然に問題にならない場合がある。これに対し、株 も裁判所が当該株主総会の決定を代替可能であるというコントロール権限があることの必然的帰結でもあるわけである。 を取り消すことができると解すべきである。そのことは新株引受権排除が「一定の具体的理由」ある条件の下にあり、 か新株引受権の排除をめぐる総会決議は、当該報告書が内容的に必要・十分条件を満たしていないときには、常に総会決議 なお、株主はすべて総会の意思形成に積極参加できる状態にあるわけではないが、連邦裁判所の見解によれば、 新株引受権排除 しか

されていない場合には適用されない。そのときは取締役はその瑕疵を口頭による情報開示により取り除く権限があるばか らである。但しそのことは書面による報告の内容上の瑕疵が軽微なもので、口頭による追加情報の開示により法の目的が 締役がこの点につき情報を追加して、明確にすることにより、報告書の不備を取り除くように努めた場合でも、 して株主すべてに正当な判断形成への積極参加を相当程度確実にするため、書面形式でもって解説を求めている立法目的 権排除をめぐる総会決議は取り消すことができる。なぜなら、 |砂書面による報告が内容的に不完全で、それでは見通しがつかず、その内容を理解できない場合、 口頭による情報では達成されないからである。形式にあわない情報開示は内容的に不十分な情報開示とかわらない 株主も株主総会において口頭による 情報開示を要求することが 義務づけられる。 注意深く情報を教え込み、判断形成を可能にするため、 取締役がそれに 従ったなら 株主総会において取 新株引受

ば

単なる形式の瑕疵に基づく取消は不当な権利行使になるだろう。

所が介入することにはなるが-

――について、判定を下すことが裁判所の権限に属するわけではない、とい

いずこに現われているかということになるが、

づけられる「予防措置」

おける勢力規制法理として「一定の具体的理由ある多数者支配」

に表明される場合とが期待できる。

ということである。合は多数者支配によ

もちろんのことであるが、

ある支配行為に「必要性」と「比例均衡性」ある一定の具体的理

にがある

理由」

件判決に流れる思想の積極的評価を狙っているわけであるが、 らに後述のH・ヴィデマンの認識も本件判例の底流をなし、つぎの思想をはっきりと是認している。 の判断を下したものではないと捉えられるかもしれない。 告では割愛せざるをえない。 な「思想」が一般原理としてはっきり姿をあらわしてきている、と解することができるように思われる。 報告のテーマは本 (6) 以上(3)~(5)において、 本件判例にはその他取消訴訟をめぐる立証の問題など評論すべき点が多くある。 一九七八年の西独連邦裁判所の判例を、 なお本件の西独連邦裁判所の判断は新株引受権排除の問題だけを決定したもので、 それにもかかわらず、既に(一②) 前掲M・ルッターの展開、 報告のテーマに関連する範囲で取捨選択しながら、 K P それらの点についてはこの報 指摘したように、つぎのよう ル タンの見解も、 それ以上

り現わしているということである。 持利益」との間を比較較量した後でのみ、 す 多数者は少数者の持分者たる地位を「恣意的」に害してはならず、 少数者たる地位の利益を侵害してよいという思想が一般原理として姿をはっき ただ「会社利益」と「当該株主 0) 特 莂

想と同じ底流の思想があることを 思料できるのである。この点に 報告のテーマの 意義があるのであり、 数者による少数者たる 者が会社利益と当該株主利益との必要な比較較量を行った立法的解決であると解するところに、本件判 既述 の上限つき議決権導入をめぐるマンネスマン判決も、 地位へのすべての利益侵害は必要性と 比例均衡性 立法的解決を達成しているわけであるが、 (相当性) の観点の下に おける 決の底流をなす思 「一定の 原則として『多 既に立法

ある正当化が必要である』と展開してよいのではないかということになる。それでは右のような思想は具体的には

会社法自身が立法的に表明している場合と、

会社法以外の外部から

方向

前者は文字通り立法解釈の価値論の展開になるが、

後者の場

を構想できる証左になるので

論

報に接する手段と方法が要請されるのである。 制手段になる意義がある。 立法的解決の意義は一つは株主への情報開示の強化にあるが、一つは資本多数者とその仲間である経営者の経営管理の 式法一八六条四項二文)。こうして取締役が株主総会に書面をもって 新株引受権排除の理由を報告することを 義務づける を明文化し(西独株式法五三条参照)、 条件」が付加されなければならないと考えられるのである。 とに歯止めをかけた判例でもあったわけである。その具体例として新株引受権の排除は「一定の具体的な理由」を必要と その排除の正当性が認められなければならない旨を判示したのである。 権は株主総会の四分の三の多数決により排除可能である。 裁判所の判例および既述(三③) 五条二項)。こうした建前の中で判例は新株引受権の排除を資本多数者の自由意思に任すのではなく、「会社利益」の中に 三者に不当に低い いる例と思われるのである。 排除される少数者の利益 議決権率の低下、 株主総会は「多数者支配」を正当化するために、 正当化されるべきかどうか かに救済されるか、そのための手段や方法がほかにあるかなど、 価額で割り当てられた場合には、 場合によって決議阻止少数者の議決権の利益侵害や、 新株引受権排除理由の完全な報告を裁判手続によりチェックできるように理論構成することに 周知の通り、わが商法と異り、西独株式法は株主が新株引受権を有する建前の下で、 (形式的側面と生活的側面) の連邦裁判所の判例は西独の株式法に「通底」する思想を具体化して、はっきりさせて さらに新引受権の排除に関する取締役の の問題は常に具体例の中の個別判断に委ねられることになる。 既述したように一九七九年七月一日以後の西独株式法は株主平等取り扱い 株主は訴によって増資決議を取り消すことができる の侵害が重大になればなるほど、多数者支配は「きびしい前提 なおかつ西独法では株主の新株引受権が排除されて、 広範な情報を有していなければならず、 新株引受権を排除される株主がどの程度の不利益をうけ、そ 排除される少数者の利益、 検証標識が必要になるところである。 一般の少数株主権の利益侵害をもたらすこ 報告義務を明文化するに 至った 少数者の清算持分率の 常に株主にはその情 既述 (西独株式法二五 **西** 株式が第 新株引受 1独校

支配勢力の濫用規制の法理の発展が期待できるように思料される。この意義は大きいと思うが、

今後の検討課題と

以上のような「会社利益」に一定の具体的理由を求める思想 営業譲渡、 任意解散など)にいかに応用できるか、 具体的な検証が必要であることはいうまでもないだろう。 その結果が現代的会社法論における少数者保護=勢力濫用 (必要性と比例均衡性) は 他 の株主総会決議

規制

の判断

基準にい

かに寄与するかにつき、

勢力) していなければならないというわけである。ただH・ヴィデマンの理解によれば、会社法学者はその折々に資本勢力 理の不可避的結果である、 後になってはじめて、多数決を「一定の具体的理由」ある制禦に委ねる考え方が生じてきたと、分析している。既述(三③) 会社利益や株主の利益のために何を行い、 に経過してきた。 一九〇七年の独乙帝国裁判所の判決であるヒベルニア判例は、(頃) いることが指摘できる。 の点につき一九六五年株式法体制が「多数は多数である」であるという法理の状態にあることを思えば、 .展開した判例はまさに多数決を一定の具体的理由ある制禦に委ねる思想に加担したものとして現代的な意義がある。 (7)の論理に屈してきたことを確認できるとしている。 小 ·括とH・ヴィデマンの見解 株式会社における多数者と少数者との間の関係には「責任倫理」規制法 わが国会社法と同様、 としていることはわが国会社法上でも周知である。 何を認めてやるかについて決定することは法律上一般に行われ 西独法の法理もここ数十年来「少数者の利益」に関しては重きをおか その点では指導的な英米法領域に影響されながら、 株式を取得する者はすべて右の事実を承知 多数者が会社の経営管理についておよび てい 画期的な意義が 理の欠落して る多数決原 一次大戦

あるわけである。 本勢力 当化される場合にのみ、 裁判所の判例はそれとは異なる判断を示したといえる。すなわち、株式会社においては、 不文法的構成要件」 新株引受権を 排除される株主の結果を当然に考慮している場合でも、「一定の 具体的理由」 (経済勢力) もまさにその通りであると、H・ヴィデマンは展開するのである。(E) 多数者には定款変更に必要な法律(手続)上の前提条件以外は守る必要はないように思われるが、 を加えたことになる。 新株引受権の排除を決定できると、 これを一般化して、 裁判所は判断した。しかるに裁判所が法律上の要件以外に、 権力は一定の具体的理由なしに行使されてはならず、 H 多数者は株主総会の ヴィデマンの見解によれば多 により「会社利益」 時点からみ が正 西独 資

論

伴う不当行為などに対して、大株主という資本勢力の濫用規制の手段として、考えたものである。右掲の各利害関係人の 益侵害、取締役・監査役の選・解任行為、経営管理機関の不当行為あるいは法令・定款の不遵守行為、 を探求するため、大株主または支配株主の「積極的義務」について展開してきた。これは弱小株主の利益侵害、「公益」侵 利益の比較較量を強いるものと構想している。これに対して、これまでの拙論では「株主間の直接的法律関係の可 数者の少数者に対する忠実義務 (Loyalitätspflicht) は支配勢力の法的制禦を可能にし、 主の積極的義務はそれらの利害関係人の利益侵害に作用する調整義務となるのであるが、この構想を手段として資本勢力 益も、「会社利益」それ自体に含めて捉えるべき要請が社会的に内在している。私見によるこれまでの研究経過にある大株 利益侵害に対して、各自が救済されるべきであり、現代的会社法には、従業員利益も、あるいは消費者利益も、そして公 により救済されるかぎりでは問題はないだろうが、そのような構成要件ができない場合、常に多数は多数であるという正 が不当に侵害される場合、各利害関係人にいかなる救済が認められるかにある。それが損害賠償請求権や行為差止請 るのではないかということであった。多数者が一定の具体的理由なく利得をして、結果としてその他の利害関係人の利 おいて株主の会社に対する義務、 の濫用阻止理論の発見に狙いがあるのである。 合併・営業譲渡・解散・組織変更などの会社の基本組織の行動、定款変更、株式・社債の発行に伴う利害関係人の利 株主の他の株主に対する誠実義務、すなわち「積極的義務」を強調することに意義があ 重要なことは伝統的社団法人論の限界を認識しながら、 各種の会社法上の利害関係者間 現代的会社法論に 計算書類の承認に 0

までの研究経過においても、 の問題を浮かびあがらせることになる。その意義はすべての多数決が一定の具体的理由により正当化されなければならな 以上のように捉えてみると、 般化できるかにあるが、 既述した「一定の具体的理由ある多数者支配」という思想は積極的に採り入れるべき思想構 形式的な多数決に「一定の具体的理由」ある規準を追加することは平等原則をめぐる н • ヴ 、ィデマンはこれを積極的に肯定するのである。 そうすると私見によるこれ 連

義感だけで現代の市民社会を納得させうるものではない時代背景にあることを認識すべきであろう。

以上はH・ヴィデマンの諸説を参考に自説の見解も付加してきたが、

報告のテーマとの関連では、

西独の判例および学

成になると思料されるのである。

うに法的手段を与えることになるから、 とになるから、 ないという。 ィデマンによれば、 換言すると、 多数者の恣意的決定は許されないというのである。(8) ある措置に関する多数者の裁量の自由は少数者や各株主の「間接強制」のために利用されるこ 多数者の裁量の自由 少数者あるいは各株主に対する多数者のい (恣意的決定) は経営管理に無関心な株主が経営者の意向通りになるよ か かなる権限領域でも許されては

平を欠く裁量を行うとか、 社の目的を実現するからである。 社に自由裁量を認めるのは会社の背後にある資本勢力 とかが認められ、(9) らないということになる。 その多数者の行動 えることはかなり困難ではあるが、一般には裁量の余地は多数者の自由にまかされていなければならないものとして、ただ 数者決定の不死性を、つまり法的有効性を前提にしていることになる。ここで多数者の規範的義務拘束の内容の問題を答 することである。 **うる思想の形成が不可欠である。このような考え方は資本の功利主義倫理の中でも必要になってきた原価計算であり、「会** の結果著しく現代的会社法の目的に反する場合、 利 その原理は多数決に敗れた少数者に、選択的であれ、 益 と「少 |数者利益」とを比較較量することを義務づける費用計算は個別具体例で具体化されるものである。 そのような清算請求権は損害賠償的性格ではなく、 利害関係者の利益侵害の必要性や比例性の判断にそれらが使われてきている。 (処置) または全く同一条件にあるに拘らず、一定の具体的理由なく差別的取り扱いをするとかして、そ 西独やスイスにおいても、 は一定の具体的理由をもって「会社利益」に代替できるものであることが立証されなけれ この目的を無視し、多数者の利己的目的のために裁量権を使うとか、恣意的に著しく公 単に社会経済的に不当なだけでなく、 公法領域で展開されてきた公益原則とか、 (多数者) 賠償的にであれ、 の恣意に委ねる意味ではなく、 補償の性格を有することになる。 「代償請求権」が成立する ような場合にも妥当 違法行為として訴訟の対象となり 公益目的に合し、 換言すると、法が株式会 平等原則とか、 逆にそのことが多 比 例 原 則

諭

少数者保護は以上のような特別問題の中でなお発展させることができるものではないかと思う。(タイ) ある相当性についての「立証責任」を義務づけるような推考は見当らない。総会意思決定に重要な情報やデータは多数者 ことをはっきりさせていることに意義がある。残念ながら、これまでの見解には多数者に多数決決定の一定の具体的理由 説が株式会社法における議決権行使ならびに契約自治の行使を再検討して、かつ多数者支配をチェックしようとしている (支配グループ)の手中にあるから、多数者が内容説明の責任も、立証責任も負うべきであり、現代的会社法論における

- (-) BGH, Urteil vom 13.3.1978: BGHZ, S.40 ff. Zu den Voraussetzungen eines bezugsrechtsausschlusses bei einer Kapitalerhöhung gegen Sacheinlagen: § \$183, 186,243,255 AktG; "Kali-und Salz-Fall", in Die Aktiengesellschaft
- (a) Marcus Lutter, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, S.334, S.346 ff. Wolfgang Zöllner, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, S.804 ff.

7/1978, S.196 ff

- (∞) Macus Lutter, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, SS.304-305
- (4) Marcus Lutter, Europäisches Gesellschaftsrecht, ZGR-Sonderheft (1979) S.55 ff
- 木内宣彦・ジュリスト七一九号一一一頁以下、法務大臣官房司法法制調査部編ヨーロッパ会社法案参照
- (45) § 186 Abs. 4 Satz 2 AktG mit Wirkung vom l. Juli 1979: "Der Vorstand hat der Hauptversammlung einen in dem Bericht ist der vorgeschlagene Ausgabebetrag zu begründen" schriftlichen Bericht über den Grund für den teilen oder vollständigen Ausschluß des Bezugsrechts vorzulegen:
- (ω) Marcus Lutter, ZGR 3/1979, S.402 ff
- (r) Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.157
- (∞) Macus Lutter, Materie $_{
 m I}$ le und förmliche Erfordernisse eines Bezugsrechtsausschlusses Entscheidung BGHZ 71,40 (Kali+Salz)—, in ZGR 3/1979, S.401 ff. Besprechung der

(๑) Marcus Lutter, ZGR 3/1979, S.403 ff.

(2) Marcus Lutter, ZGR 3/1979, S.404

- (1) Marcus Lutter, Kölner Kommentar Fischer (1979) S.437 ff. Wolfgang Zöllner, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, S.805 ff. Marcus Lutter, ZGR Bezugsrechts: BGHZ 33, S.175 —Zum Interesse an wirtschaftlicher Selbständigkeit—, in Festschrift für Robert zum Aktiengesetz, S.348, Klaus-Peter Martens, Der Ausschluß des
- (12) 本文们、何、(/)、(一)、)はM・ルッターの要約である。

3/1979, SS. 408-411

(A) Marcus Lutter, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz, S.346 ff. Wolfgang Zöllner, Kölner Kommentar zum

Aktiengesetz, SS.804-808

- (5) **RGZ** 68, **S**.246 (4) Herbert Wiedemann, Rechtsethische Maßstäbe im Unternehmens- und Gesellschaftsrecht, ZGR 2/1980, S.147 ff.
- (6) Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.156
- (17)拙稿「株主間の直接的法律関係の 可能性 ―大株主(または 支配株主)の 積極的義務についての一試論―」私法四一号七〇頁以 律時報一九八〇年一二月号七九頁参照。 管理の抑制措置の研究⑷」鹿児島大学法学論集|五巻二号三一頁以下。なお右拙稿につき福岡博之「特集一九八○年学界回顧」法 下、拙稿「大株主(または支配株主)の行動規制(積極的義務)をめぐる一考察(スイス会社法上の誠実義務に関連して)―経営
- (≅) Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.157
- (19) 拙稿・前掲鹿児島大学法学論集一五巻二号五五頁以下、田中二郎著行政法総論(法律学全集6)二九四頁以下、 Arthur Meier-Hayoz und Martin Zweifel, Der Grundsatz der schonenden Rechtsausübung im Gesellschaftsrecht, in Festschrift für Harry Westermann (1974) S.393, Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.157
- (2) Herbert Wiedemann, ZGR 2/1980, S.158

論

四

すなわち全員一致による法律要件以外の多数決は「必要性」と「相当性」に裏付けられ、その必要・十分条件がすべての 割愛せざるを得ず、他日に機会を譲りたい。しかして、これまでの拙論の経過からひとこと付加すると、 外の総会の多数決をめぐる具体的事項(普通決議事項と決議方法、特別決議事項と決議方法)についての検討は本稿では 渡」をめぐる判例・学説の対立にいくらかの新たな寄与ができるのではないかと思う。これは例示にすぎないが、それ以 けでない。その意味では粗雑な推敲であることをおわびしなければならない。それにもかかわらず、ここでもしいくらか 活動の承継は必要としないが、 義があるのではないかと思い至る。すなわち、決議必要説 り、「一定の具体的理由ある多数者支配」の構想論はそのことを示唆しているようにも思われる。 力規制法理に裏打ちされながら、それぞれの総会決議事項の再検討を試みてみる必要があるのではないかということにな 総会決議事項に要請されることになるのではないだろうかと思っている。換言すると、少数者の利益確保を中心とした勢 の具体的理由ある多数者支配」という構想がわが国の現代的会社法論の実践にいかなる役割を果すかは全く確信があるわ ·臆断が許されるならば、拙稿の「一定の具体的理由ある多数者支配」の思想を前提にして、わが国会社法上の「営業譲 そこで、「重要財産の譲渡と総会の特別決議の要否」をめぐる 判例・学説を、以上に展開された 構想論の下で捉えな (1)結論的には「総会決議必要説」といわれる実質説(営業用財産包含説、少数説)に新たな理論的要件を付加する意 の冒頭の「はじめに」のところでおことわりしたが、西独における以上の判例・学説の動向に見出される「一定 それを失えば実際に営業を廃止するか、 組織化された有機的一体をなす財産の譲渡が商法二四五条一項一号の重要財産の譲渡であ (少数説)は会社法上の営業譲渡は商法総則とは異なり、営業 または 当該会社にとっては重大な 影響をうけるような場 総株主の同意

ると解し、その結果、

株主総会の特別決議(過半数・三分の二という決議要件)を必要とするものと解されていることは周知の通りである。

比例

均衡性

を付

加して考えると、

少数説たる「決議必要説」が立法解釈として妥当であり、

較

量が必要ということになる。

定の具体的

理由ある多数者支配」

の法理を含んでいると解して、

そのための手段として「不文法的要件」

重要財産の譲渡には利益の比

である必要性と

護を、 独の判例 集二〇巻二号三〇二頁) 展開され 承継を伴わないかぎり、 する財産の譲 これに対し多数説である決議不要説 決議 ている。 学説の思想から、 必要説は譲渡会社ないし株主利益の保護を重視していると解されて、 設渡が 最高裁判例 「重要財産の譲渡」であると解し、 の多数意見はいずれも決議不要説を支持する段階にある。 総会の特別決議は不要であると解していることも承知のことである。 わが国の重要財産の譲渡をめぐる右のような見解の対立を検討すると、 令最 **分** (形式説·営業限定説) 判昭和四○年九月二二日民集一九巻六号一六○○頁・同昭和四一年二月二三日民 その結果、 は一定の営業目的のため組織化された有機的一体として機 たとえ会社にとって重要な財産であっても、 なお両者の利益保護を調整する折衷案も L かるに、 拙論 決議不要説は取引安全の保 汇 つぎのように概説 . お l, て展開され 営業活動 能 の

る。 利益とは比較較量された立法的解決である、 経営管理者にも、 失えば当該会社の営業活動が停止したり、当該会社の「会社利益」と「少数者利益」に重大な影響を与えるような行為は 説の対立では、 多数者支配」という思想を前提に考えてみると、 較量後はじめて、 多数者は少数者の持分たる地位を恣意的に侵害してはならず、「会社利益」・「多数者利益」と「少数者利益」 株主の過半数・三分の二の決議要件を充足した株主総会決議であるかぎりで、 少数説である「決議必要説」が当然の立法解釈となるのではないかということである。 当該会社の多数者にも許されていないわけであり、 多数者は法律上の支配者としてその行動が有効になるという思想、 と法律判断が下されるのである。 右に掲げた重要財産の譲渡と総会の特別決議の要否をめぐるわが国 その意味で「法定の形式的要件」 商法二四五条の立法趣旨はその意味で 多数者の利益=会社の利益と少数者 換言すると「一定の具体的 すなわ は満たす必要が との そ ル比較 の学

論

包括しているかを検討することが私に課せられた課題であろう。拙論はその一端のつもりで展開した。 での研究経過) まり組織活動の経過を統制し、 国の会社法秩序がいかなる範囲で法形式 いることを証することはなかなか困難であるが、経済社会 (2) 私見であるが、現代的会社法秩序が破綻しないために「倫理的適応性」の考慮も不可欠と考えるに至ってい した現代的会社法の義務本位思想をめぐり、 必要な限度で、上位にある価値のために経済主体の行動範囲を修正する利益の比較較量 (構造)的規制以外に、法倫理的規準(生活的側面を含む)を内包しているか、 (市民社会) わが国の判例・学説がその法的認識を明らかに変遷してきて の変遷とともに「法の機能的メカニズム」の変遷 既述(一、これ

経営管理機関 従業員労働者との関係 に解説請求権やコ (企業外部法)の問題を双肩にかかえている。 とともに、「法の体系的メカニズム」も移り変わっている。つまり現代企業にとっては、一方に資本所有者、 の権限を確定し、相互関係を限界づけなければならない。 ントロール権を秩序づけなければならない。会社債権者のためには適切な責任構造 (企業内部法) の問題、他方に経済生活環境との関係、 右双方ともまずは組織(構造)問題に関係して、会社法では社員総会の権限と 法令または定款は各種会社の社員の持分権ならび 市場参入者、 消費者、一般公衆との ・財産構成を配慮し 信用提供 関係

競争秩序は経済取引の制度となり、その道案内である。 題は時のテー その機能的 マであるが、さらに企業結合法では競争過程そのものを保証する秩序づけが現代の課題となって メ カニズムの「ひづみ」を是正する監視制度があるだけで、 ただ企業監視の制度も、 企業ディスクロジャー 事業部内に限定され、 保険業とか銀行業 フ 口 ゾフィも経

現在では従業員のためにもそれ相当な「参加権」を準備しなければならない状態にある。

なければならず、

立たせるべきかの問題であり、 ことはまさに現代の課題である。 的生活的側 済競争に十分に反映しない。 面 0 ない メ カニズム)として非難されることに、 他方において、私的経済が競争の機能的メカニズムとしてよりも、魂のないメカニズム 市民生活のモラルは経済社会の中の資本使用の過程における責任法理を整える制度にも存 この意味で企業の社会的責任は資本勢力行使をいかに現代経済の競争秩序の有効化に役 いかに対処し、 適応し、その問題解決に貢献できる

まさに経営参加

には「不文法的要件」を付加してでも、

作するとき、それは荒涼とした、魂を失った世界になる」(傍点筆者)。

以上の喝破に追い

つく法的認識の変遷が現代

理

由ある多

>数者支

社法論に必要である。それは忙がねばならないと思う。より極端な形で問題を整理した「一定の具体的

の構想論はここにも意義を求めることにより、はじめて多数者支配の行動は法律上の支配行動であるといえる。

現代的会社法論における勢力濫用規制の一

環を組みたてるべきではない

かと思ってい

現代的会社法論における少数者保護の反作用論の生きる道があるのではない

然人はこの法人の前にひれ伏すべきだという態度を生んでいく。身体のない、そして思想のない法人が経営者の姿をとっ任さを生んでいく。それは『組織エゴイズム』という形をとって、法人のためにはなにをしても許されるし、すべての自 権力意識のかたまりにさせる。そして法人という組織の上に立っている限り、なにをしてもよいという神を恐れ会を動かすだけの 力を持っている…(略)…経営者の 弱さの意識・不安の観念こそが、 逆に裏返しにされると、 ために」として、 法人=経営者となって自由に役割転換するところに大きな問題があることを指摘する。そして、さらに同氏は 村宏氏によれば、法人資本主義では、法人が自然人の顔をし、 するのである。 の世に現われるとき、そこにはもはやニヒリズムしかない。これが社会、文化、教育 権力の 最近西独でも、法人による経済的支配体制の構造を研究し、 (カムフラージュ)を警告する研究が顕著である。(3) つぎのように喝破するのである。「大企業という法人をバックにしているからこそ、 自然人が法人の顔をする、この自然人は経営者であるが、 わが国では「法人資本主義」の実態に警告を発する奥 あるいは会社法にあるコント そしてひとびとの 経営者 ロールされて 思、 「人間 は ない期 日 まで操 本 子の社

1 社判例百選 たとえば上柳克郎 八頁以下、 (第三版) 田村淳之輔 「営業譲渡」 五四百以下、 「重要財産の譲渡と総会決議の要否」商法の争点七六頁以下、 新商法演習一 蓮井良憲 「重要財産の譲渡と特別決議」セミナー法学全集12商法Ⅱ会社一九五頁以下、 会社①二四一頁以下、 蒼原菊志 「重要財産の譲渡と総会決議の要否」 竹内昭夫 「重要財産の譲渡と特別決議」会

照。その他詳細な文献については割愛した。

諭

(ロ) リスゼ Herbert Wiedemann, Rechtsethische Maßstäbe im Unternehmens-und Gesellschaftsrecht, ZGR 2/1980,

(∞) Vgl. Claus Ott, Recht und Realität der Unternehmenskorporation (1977) —Ein Beitrag zur Theorie der S.148 ff の基本テーマでもある。

juristischen Person — S.121 ff. bzw. S.127 ff.

(4)奥村宏著企業集団時代の経営者(日経新書)三二頁~三六頁、一六四頁以下。

(5) 奥村宏·前掲書一七七頁——一七九頁。

(昭和五六年一月三一日 記)